

甲州市立松里中学校「学校いじめ防止基本方針」

「甲州市いじめ防止基本方針」に基づき、本校では「学校いじめ防止基本方針」を次の通り策定する。

（いじめの定義）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いてあっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断する。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（いじめの禁止）

生徒は、いじめを行ってはならない。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見とともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（1）基本施策

①学校におけるいじめの防止

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、Q-U調査を活用して、きめ細やかに学級づくり、人間関係づくりを進める。

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交渉能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

発達障害を含む障害のある生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒等、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。

※生徒会「未来創造」松中宣言を遵守させる活動を支援する。※資料 1

保護者並びに地域住民その他関係者との連携を図り、教育懇話会などの機会を通して必要な啓発活動を進めるとともに、情報交換を行う。

② いじめの早期発見のための措置

・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査(いじめ、生活アンケート)を学期 1 回程度実施する等、必要な措置を講じる。いじめアンケートは 5 年間保存する。※資料 2

・いじめ調査実施後、必要に応じて担任との面談を実施する。

教育相談月間を設け、教員との二者面談を設定する。また、いじめ等の懸念があるときは、随時面談を行う。

・日常の生徒の様子をきめ細かく見取り、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努める。

(生活記録ノートからの情報収集、朝・帰りの会、給食指導、登下校の様子等からの見取り)

・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

③ いじめの防止等のための対策に関する資質の向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

③ SNS等情報機器を通じておこるいじめに対する対策

情報機器を通じておこるいじめに対しては、関係機関と連携するなど、状況を把握し、早期発見・早期対応に努める。また、情報モラル教育を推進し生徒の意識向上を図るとともに、保護者への啓発を進める。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

・いじめの防止等を実効的に行うため、月 1 回の職員会議の中に全職員による「いじめ対策校内委員会」を設置する。

・アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めるとともに、情報交換を行う。いじめの事案等、対処に関すること。学校基本方針を点検し、必要に応じて見直すこと。

・いじめ発生時は「いじめ対策委員会」を緊急開催し、適切な措置を行う。

〈構成員〉 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、配置 SC、学年主任

(必要に応じ、市 SC、SSW)

② いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒と、保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要性が認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等の関係機関と連携をして対処する。

いじめが「解消している」状態とは

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安とする。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、児童生徒・保護者からの申し立てがあった時は、以下の対処を行う。

1. 重大事態が発生した旨を、甲州市教育委員会に速やかに報告する。
2. 教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。
3. 当該事態の調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
4. 調査目的や調査の進め方については保護者と共通理解を図りながらすすめる。
5. 調査結果を甲州市教育委員会に報告する。

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申し立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を行うため、学校評価の項目にいじめについて次の内容を加え、適正に本校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。